

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 31 日

別記関係団体 御中

国 税 庁
デジタル庁
厚生労働省

医療費控除に係るマイナポータル連携を活用した確定申告手続の周知について (周知協力依頼)

平素より税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)において、行政手続のデジタル完結の推進により、国民の利便性の向上と行政の効率化を実現していくこととしており、国税庁においても、税務行政のデジタル化の取組を進めているところです。

こうした中で、これまで以上に税務行政のデジタル化の取組を加速させていくため、デジタル庁及び厚生労働省と連携協力しながら、周知広報を行っていくこととしております。

つきましては、来る令和 8 年 1 月以降の令和 7 年分所得税等の確定申告に向けて、以下の事項について、医療機関や薬局等を御利用の方への周知に御協力及び御高配を賜りますようお願い申し上げます。

○ 医療費控除に係るマイナポータル連携の周知のお願いについて

国税庁では、所得税確定申告の手続において、マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する仕組み(マイナポータル連携)を構築しており、令和 6 年分の確定申告では、310 万人と多くの方に御利用いただいております。

特に、医療費控除については、マイナポータル連携を利用すると、1 年間分の保険診療分に係る医療費の情報を一括取得し、確定申告書に自動入力することができるため、医療費の領収書等の収集や集計が不要であるほか、入力の手間が省け、より簡単かつ便利に確定申告を行うことができます。

確定申告において、医療費控除を申告する方が年々増加している中、より多くの方にマイナポータル連携を利用して円滑に確定申告を行っていただけるよう、特に医療費控除を申告される方に対して、マイナポータル連携の利便性を周知広報することが重要と考えております。

つきましては、医療費控除に係るマイナポータル連携の利便性について、国民の皆さまに広く周知いただくためのリーフレットを別添のとおり作成いたしましたので(※)、別添リーフレットを医療機関や薬局等の窓口・ホームページに掲示いただくなど、可能な範囲で、医療機関や薬局等を御利用の方へ周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

(※) 当該リーフレットについては、国税庁ホームページ
(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r7_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)
に掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

御不明な点等につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

国税庁課税部個人課税課監理第一係

E-mail : kojin.kanri01@nta.go.jp

医療費控除の確定申告は マイナポータル連携で



★マイナンバーカード × スマホで
メリットたくさん、ラクラク手続き★

医療費の情報を
確定申告書に
自動入力



領収書の
**集計や入力
が不要**

家族分の
医療費の情報も
取得可能

領収書の
**管理や保管
が不要**

確定申告もマイナ保険証も
マイナンバーカードにおまかせください✓

読取
不要

「iPhoneのマイナンバーカード」をご利用の場合、実物のマイナンバーカードをかざすことなく
医療費控除の確定申告ができます。



医療費控除のマイナポータル連携

医療費控除のマイナポータル連携
の方法についてご案内しています。



確定申告に関する情報

確定申告に関する様々な
情報をご案内しています。

！**マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください！**

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きやマイナ保険証などのご利用ができません。
お早めの更新手続きをお願いします。

有効期限や更新手続き等の詳細は、デジタル庁ウェブサイトをご確認ください。



国税庁

デジタル庁



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

R7.10